

議案第34号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うにあたり、条例を改正する必要があるため提案する。

## 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）

- 15 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）</u> 15 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。</u></p>	<p>附 則 1～14 （略）</p>

